

令和6年第1回定例会

請願文書表

令和6年請願第1号

「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の
拡充を求める意見書」採択の請願書

請 願 文 書 表

請 願 名	「最低賃金の大幅引き上げと中小企業支援策の拡充を求める意見書」採択の請願書
受 理 番 号	令和6年請願第1号
受 理 年 月 日	令和6年2月16日
請 願 者 の 住 所 ・ 氏 名	茨城県東茨城郡茨城町谷田部295 茨城県労働組合総連合 議長 鈴木 貴之
紹 介 議 員	金剛寺 博、伊藤 悦子
付 託 委 員 会	都市経済委員会
<p>【請願趣旨】</p> <p>昨年10月1日から、茨城県の最低賃金は42円引き上がり953円になりました。しかし、953円は全国加重平均1,004円に比べて51円低く、関東1都6県の中で下から2番目の低さです。2023年10月から東京が1,113円、神奈川が1,112円、埼玉が1,028円、千葉が1,026円になって、南関東の4都県が1,000円を超えました。</p> <p>日本の最低賃金制度の問題点は、①最低賃金額が低すぎる、②全国一律制でないため最低賃金の高い都県に労働者が流出する、③中小企業支援策が不十分、の3つです。また、最低賃金の高い都県ほど労働者の時給が高く、茨城県は最低賃金ギリギリの低賃金になっている結果、県境の地域から千葉や埼玉、東京に労働者が流出しています。労働者の流出は、県内の企業や医療機関等の人手不足を深刻にしています。</p> <p>物価高が続き、県民生活は困窮を極めています。特に、最低賃金ギリギリの低賃金で働く非正規労働者は貯金もできず、営業不振等で解雇されるような状態が続いています。非正規労働者は全労働者の4割を超え、最低賃金の引き上げでしか非正規労働者の賃金は上がりません。また、非正規労働者の7割近くを女性が占め、女性の非正規労働者の自殺が近年大きな社会問題になっています。政府が唱える女性活躍や世界的に広まったジェンダー平等社会を実現するためには、最低賃金の引き上げとすべての労働者の賃金の大幅底上げが欠かせません。</p> <p>茨城県労働組合総連合は2020年2月から5月に県内で最低生計費試算調査を実施しました。調査結果からは水戸市在住の25歳の青年労働者の最低生計費は男性252,987円、女性251,124円（ともに税、社会保険料込み）で、年額に換算すると約300万円になりました。月150時間で計算すると時給が男性1,687円、女性1,674円になります。この結果は東京を始め他府県ともほとんど差がありませんでした。調査結果からは最低賃金を全国一律1,500円にする必要があるということが明らかになりました。</p> <p>以上のような理由で、貴議会において最低賃金の引き上げについての議論を深め、下記の事項の実施を求める意見書を採択し、政府及び関係機関に意見書を提出されることをお願いいたします。</p>	

【請願事項】

1. 政府は、全国一律最低賃金制度を確立し、地域間格差を縮小させるための施策を進めること。
2. 政府は、最低賃金の引き上げとセットに税や社会保険料の事業主負担の軽減など中小企業への具体的経済支援策を国の責任として拡充すること。
3. 茨城地方最低賃金審議会は、茨城県の最低賃金を令和6年10月に1,000円以上に引き上げ、1,500円をめざすこと。